

Pre-shipment Inspection Criteria
for Jamaica

ジャマイカ向け輸出前検査基準

Ver. 2

2019年3月25日

Autoterminal Japan 株式会社

修正条項

No.1 2019年3月25日発効

追加条項 3. b. 10. タイヤ – スタッドレス（冬用）タイヤでないこと

ジャマイカ向け輸出前検査 (PSI) 基準

1. 年式規制

ジャマイカに輸入できる車両の年式は下記の通りになります。

自動四輪車： 5年以下

自動二輪車： 5年以下

商用車： 6年以下

(ピックアップ、バン、SUV、6人乗り以上のステーションワゴン、9-15人乗りの車両、車両重量3,000KG未満のトラックを含む)

タクシーを使用目的とする車両： 8年以下

農作業を目的として輸入する車両： 8年以下

帰国居住者が輸入する車両： 10年以下

トラック/バス： 下記参照

- 中古バス(座席が15席以上)

座席数15～29： 12年以下

座席数30～44： 14年以下

座席数45以上： 20年以下

- 中古トラック(車両重量3,000KG/3トン以上)

3,000～4,000KG： 15年以下

4,001～8,000KG： 20年以下

8,000KG以上： 25年以下

その他重量車両(機材)車： 30年以下

*初年度登録と製造年の違いは、2年以内であること。

2. オドメーター検査

走行距離が改ざんされていたり、メーター交換がされていないこと。

3. 路上使用適格性検査

a. 提出書類について

検査会社に検査申込書を提出する時、下記の書類も提出願います。

- 輸出抹消原本
- 検査料金の支払いが確認できる明細

b. 検査基準

1. 目視検査

- 車体構造部分が腐食錆がないこと
- 修復歴のある車両は、適切に修理されていること
- 走行上、及び安全構造上に問題と判断されるダメージがないこと
- 部品の欠損がないこと
- 部品のガタツキがないこと
- 配線の無理な取り付け、取り回しがないこと

2. エンジン

- 異音や振動がなく、正常に機能していること
- 冷却装置が正常に機能していること

- ベルトなどに過度の劣化やダメージがないこと
- 水、オイル、燃料等の漏れがないこと
- バッテリーから液漏れがない
- 配線の無理な取り付け、取り回しがないこと

3. ブレーキシステム

- ブレーキ部品を破損や腐食がないこと
- ブレーキディスクはしっかりと固定されていること
- 取り付け部がしっかりと固定されていること
- ブレーキパッドとシュー部品の欠損がないこと
- ABS システムに関する部品の欠損がないこと
- ブレーキバルブは破損欠損がなく、オイルの漏れがないこと
- ブレーキパイプ・ホースに漏れがないこと
- ブレーキマスターシリンダー、リザーバータンク、ホイールシリンダー、キャリパーがしっかりと取り付けられていること
- ブレーキマスターシリンダー、リザーバータンク、ホイールシリンダー、キャリパーに破損がないこと
- パーキングブレーキが正常に作動すること

4. ステアリング

- 破損がないこと
- 修復歴があった場合は、適切に施されてるかを確認すること
- シャフト部に緩みがないこと
- ステアリングの配線が正常に取り付けられていること

5. サスペンション・下廻り

- 腐食錆がないこと
- 水、オイル、燃料等の漏れがないこと
- 各取り付け部に損傷、がたつき、緩みがないこと
- ブーツ、ブッシュ類に破れがないこと
- 緩衝装置は正常に機能していること

6. 排気系統

- 排気漏れがないこと
- 過剰な騒音を発していないこと
- 排気ガスが濃い青色、黒煙を出していないこと

7. ドア

- 開閉が適正にできる
- 構成部品がしっかりと取り付けられていること
- すべての部品が固定されている
- パワーウィンドが機能する
- ウェザーストリップの破れ・欠品がないこと
- スライドドアが正常に機能する

8. 内装

- 内装飾や内張りが破れ・裂け・欠損していないこと
- シートベルトが装備されており、且つ、正常に機能すること
- 各部品に、腐食錆、破損、欠損、その他著しいダメージがないこと

9. ホイールハブ・車軸

- ホイールベリング部にガタツキがないこと
- キングピン部にガタツキがないこと

10. タイヤ

- 車両にあったサイズであること
- 構造のどの部分にも、25mm 以上、もしくは設置面幅の 10%以上の亀裂、剥離、隆起などのダメージがないこと
- タイヤの溝が 1.6mm 以上あること
- 適切に施されてるかを確認すること
- 空気圧が規定値であること
- 汚れがないこと
- タイヤに裂け目がないこと

11. 計器類

- 正常に作動する
- 警告や走行距離の表示等がされている

12. 電気系統

- バッテリーの状態に問題がなく液漏れがなく穴が開いていない
- 摩擦や熱による原因で配線が損傷がないこと
- 照明スイッチが正常に作動すること

13. 照明類

- 全ての電球が点灯する
- スイッチやレバーなどの操作によって正常に作動すること
- レンズにひび割れ・浸水等の損傷がないこと
- 点灯、または消灯すること
- 警告灯が表示しないこと
- 方向指示器やハザードランプが正常に作動すること

14. 反射器

- 後部に備えるものは赤色であること
- 前部、または中央部に備えるものは橙色であること
- しっかりと取り付けられていること

15. ミラー

- 正常に機能し、適切な視界が見えること
- しっかりと固定されていること

16. ワイパー

- スイッチ操作に応じた作動をすること
- ワイパーゴムが適切に取り付けられていること
- ワイパーゴムが切れていないこと

17. ガラス

- 2cm 以上の長さの亀裂、または直径 1.5cm 以上の星型のキズがないこと
- フロント 3 面のガラスは無色透明であること（メーカーによる着色は除く）
- 安全規格（JIS 等）に基づく記号があること

18. 付属品

- 運転の安全にかかわる付属品が正常に作動すること

19. 放射線検査

- 日本から輸出するすべての車両は放射線検査を行う
車体5か所（全体とフロントグリル）
規定値：0.3 μ Sv/h

c. 検査機器等による検査

1. スピード

- 誤差： 31～44.4km/hの間を指すこと（40km/h走行時）
- 揺れ： +/- 3km/h以内（35km/h以上で走行している時）

2. ブレーキ

- 主制動力の和： 重量（車重+55kg）の50%以上
- 駐車ブレーキの和： 重量（車重+55kg）の20%以上
- 後輪ブレーキの和： 軸重の10%以上
- 左右差： 軸重（前：軸重+55kg／後：軸重）の8%以内

3. ヘッドライト

照度

- 4灯式： 12000cd以上、
- 2灯式（ロービーム同時点灯可）： 12000cd以上
- 2灯式（ロービーム同時点灯不可）：15000cd以上

光軸

前方10mにおいて取り付け高さより下方を照らしていること

4. サイドスリップ

- サイドスリップ： 1m走行につきIN・OUT5mm以内

5. 排気ガス

- ガソリン車

CO： 0.5%以下

HC： 1200ppm以下

6. ディーゼル

ターボ： 53%以内

ターボ無： 48%以内

d. 走行テスト

1. 走行時の異常

著しい異音等、正常車両ではみられない異常がないこと

2. 制動時の異常

著しい異音等、正常車両ではみられない異常がないこと

注) 2018年2月1日以降、ジャマイカ向けに輸出される全車両は、ジャマイカ当局 Trade Board Limited (TBL)が発行する輸入許可の許可条件として、事前に Autoterminal Japan 株式会社 (ATJ) の輸出前検査 (PSI) を受け、PSI の証明書が必要となります。PSI の証明書無しで、車両がジャマイカに到着した場合は、荷主負担でジャマイカ国外へ再輸出するか、またはジャマイカ税関局 (JCA) によって廃棄、若しくは、転売されます。PSI の証明書が無い車両は、いかなる場合であっても、ジャマイカ国内に入ることが認められませんので、ご注意願います。